

第199号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー12月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

震災時の義援金詐欺にご注意

過去の震災時には、福祉団体や公的機関などを名乗り、義援金をだまし取ろうとする義援金詐欺と疑われる事例の情報が寄せられています。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で義援金を寄附しましょう。

過去に寄せられた事例・手口

- ・災害の際義援金をお願いしたいと訪問された。
- ・「〇〇市役所からです。義援金を募っています。あとから市職員が訪問します。」と電話があった。
- ・「災害救済のため名産品を代引配達で送るので協力してほしい。」と電話があった。
- ・災害復興支援団体を名乗り「震災で苦しんでいる人に義援金をお願いします。」とのメールが届いた。
- ・災害の募金をしたら投資ツールを提供するという募金に応募したが全く儲からない。

アドバイス

- ・公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることは考えられません。当該公的機関に確認しましょう。
- ・募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で義援金を寄附しましょう。
- ・口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- ・不審に思ったとき、被害に遭ったときは、大崎市消費生活センター(21-7321)に相談しましょう。

(消費者庁 HP 令和6年能登半島地震関連情報より引用)

大崎市では1月1日に発生した能登半島地震について、本庁舎1階市民課、または各総合支所市民福祉課に日本赤十字社の募金箱を設置しております。

募金箱に関する問合せ先: 社会福祉課 地域共生社会担当(☎0229-23-6012)

消費生活関連

12月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「入院した場合の入院費1日3,000円, ガンも保障しています。〇〇カードを持っている人だけに電話をしています。」という勧誘電話だった。
- ・「排水管, 換気扇の掃除を通常30,000円のところ10,000円でします。」という業者からの電話だったが断った。
- ・「着ていないセーターやコートなどありませんか。」と不用品買取り業者からの電話勧誘だったが断った。
- ・「すぐ近くに来ているので, 不要品が1点でも2点でもあれば, すぐにお宅に伺います。」という電話勧誘だったが, すぐに断った。
- ・「洋服や食品等海外に送る物品を買い取ります。」という買取り業者からの電話だったが断った。

訪問販売

* 訪問されて怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・自宅に「使っていない皿1枚でもいいので何か不用品はないか?」としつこく聞いてくる不用品買取り業者が訪問してきた。

消費生活相談員からのコメント

不用品買取り業者からの「電話勧誘」「訪問販売」に関する報告が多くありました。

営業所以外で、消費者から物品を購入する販売形態を「訪問購入」と分類し、購入業者が消費者の自宅に訪れ、物品の買い取りをする場合、購入業者は「特定商取引に関する法律」で厳しく規制され、購入業者が突然消費者宅を訪問して勧誘することは禁止されています。前もって購入業者が消費者に電話で訪問する承諾と何の物品を買い取るかの承諾を取る必要がありますが、それらのルールが守られていないケースが見られます。

最近の購入業者は、①まず電話をかけてきて消費者から来訪の承諾を得ようとする。②女性や孫を思わせるような若い男性からの勧誘電話③「何でもよいから不用品はないか」「皿1枚でも買い取りますよ。」と心理的ハードルを下げて接触してくる。④最終的な購入目的である物品が貴金属であると明示しない。さらに「被災地支援のため」や「海外支援のため」と親切心につけこむケースも見られます。

【トラブル防止アドバイス】

- ◎購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない。
- ◎突然訪問してきた購入業者には対応しない。
- ◎事前に買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られてもきっぱり断る。
- ◎むやみに貴金属を見せない、触らせない。
- ◎おかしいと思ったら消費生活センターに相談する。

(国民生活センターHP より一部引用)



食品の品質表示

12月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈12月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	人参	名称・産地	22	有	22
					無	0
	リンゴ		22	有	22	
				無	0	
	水産物	魚	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏卵		22	有	22	
				無	0	
加工食品		くるみ菓子 (ナッツ類など)	・第1原材料の原産地表示・原材料名添加物・消費期限賞味期限・保存方法・内容量・製造者又は販売者の名称及び住所・アレルギー/遺伝子組み換え表示・栄養成分表示(5つの栄養成分)	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・クリスマス・お正月が近くなり、野菜・生鮮食品の値段が全体的に上がっているようです。その反面、あえて値下げに踏み切るスーパーも増えているようです。企業努力による値下げは消費者にとってありがたいと思いました。
- ・加工食品ですが、クルミ菓子(ナッツ類)ですが、ピーナッツ(輸入)⇒原産地表示なし、くるみ・カシューナッツ・トウモロコシ・アーモンドは(分別精算流通済み)の表示あり、原産地表示なくともよい商品かわかりませんでした。

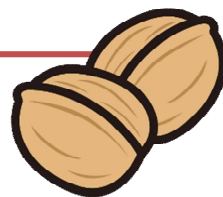
消費生活相談員のコメント

2023年3月9日に「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、くるみが特定原材料に規定されて「くるみがアレルギー

表示義務」の対象となりました。食品メーカーなどが包装資材の表示切り替えなどで準備するための経過措置は2025(令和7)年3月31日まで、完全施行は2025(令和7)年4月1日となり、この日から製造・加工・輸入・販売される加工食品はくるみの表示義務対象となります。

また、くるみオイル、くるみバター等もアレルギーとなります。

産地の切替えや重量順の変動により、国別重量順に表示することが困難な場合には、大括り表示として原材料名:くるみ(輸入)とし、表示は「3か国以上の外国の産地の原材料が使用されています。国産の原材料は使用されて居ません」という意味です。原産地表示がないとご心配でしたが表示としては問題ありません。(加工食品の原料原産地表示制度:消費者庁より引用)



～編集後記～

成年年齢引下げから1年以上が経過しました。全国の消費生活センターには18歳・19歳の消費者トラブルについて相談が寄せられています。特に「エステ」「出会い系サイト・出会い系アプリ」「アフィリエイト内職」「賃貸アパート」「アダルト情報」「美容・医療サービス」「健康食品」などのトラブルが多い傾向にあります。「お試し価格、すぐに儲かる」などの広告や勧誘の文言をうのみにしないように気を付け、契約する前に十分に、慎重に、検討しましょう。



(参考: 国民生活センターHP)

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市役所 民生部社会福祉課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-22-9047

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(本庁舎2階)



令和6年1月23日 発行